8　金融商品関係

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な資金運用については独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、金融機関への定期預金等で行っております。また、１年を超す資金運用については、同規定等に基づき国債・地方債等で行っております。

なお、交付金の支払資金の一時不足となる場合に、主務大臣により認可された借入限度額の範囲内で、金融機関からの借入により資金を調達しております。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注２）参照）。

（単位：百万円）

区　　分	貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
⑴　現金及び預金	306,501	306,501	―
⑵　未収金	2,205	2,205	―
⑶　有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	84,715	88,959	4,244
⑷　短期借入金	(19,461)	(19,461)	(―)
⑸　未払金	(16,178)	(16,178)	(―)

㈱　単位未満を切り捨てて記載しております。

㈱　負債に計上されているものは、（　）で示しております。

（注１）　金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

⑴　現金及び預金、⑵　未収金、⑷　短期借入金、及び⑸　未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　有価証券及び投資有価証券

これらの時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記は、「５　有価証券関係」を参照下さい。

（注２）　非上場株式（貸借対照表計上額1,415百万円）及び関係会社株式（貸借対照表計上額7,269百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象とはしておりません。

9　不要財産に係る国庫納付

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産自給力強化緊急支援事業） ②　帳簿価額 1,085,236,958円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （肉用牛肥育経営緊急支援事業） ②　帳簿価額 74,488,351,402円
⑵　不要財産となった理由	平成21年度補正予算事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	1,085,236,958円	74,488,351,402円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成26年６月17日	平成26年４月28日 平成26年７月29日 平成26年10月23日 平成27年１月28日
⑻　減資額	無し	無し

区　　分	内　　容	
⑴　不要財産として国庫納付等を行った資産の種類、帳簿価額等の概要	①　資産の種類 畜産業振興資金 （原子力発電所事故被災者稲わら等緊急供給支援対策事業） ②　帳簿価額 4,599,526,957円	①　資産の種類 畜産業振興資金 （畜産経営力向上緊急支援リース事業） ②　帳簿価額 797,276,549円
⑵　不要財産となった理由	平成23年度予算により措置された当該事業については、交付要綱において残余を国に納付することとなっているため、予め返還金等については国庫納付を行うものとして管理。	平成24年度補正予算により事業を特定して措置された当該事業に係る資金の未使用分及び返還金等については不要であると認められるため。
⑶　国庫納付等の方法	現金による現物納付	現金による現物納付
⑷　譲渡収入による現金納付等を行った資産に係る譲渡収入の額	無し	無し
⑸　国庫納付等に当たり譲渡収入により控除した費用の額	無し	無し
⑹　国庫納付等の額	4,599,526,957円	797,276,549円
⑺　国庫納付等が行われた年月日	平成26年４月28日 平成26年７月29日 平成26年10月23日 平成27年１月28日	平成27年３月18日
⑻　減資額	無し	無し